

地域協議会だより

Vol.41 (2019 年 10 月 30 日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
長野市大字南長野字宮東 452-1
長野県土地改良会館別館 3 階
会 長 赤羽 昭彦



紅葉の候

大型で非常に強い台風 19 号が 12 日夜県内に最接近し、主に東北信の住宅や農用地などに甚大な災害をもたらしました。被災された皆様に改めてお見舞い申し上げます。

さて、今回の協議会だよりでは、異常気象時の対応についてと安曇野市の新たな広域活動組織の取組をご紹介します。



異常気象時の対応

昨今、世界各地において気象災害が発生し、暴風雨や洪水などによる被害は非常に大きいものとなっています。

今回、農地維持活動の活動項目及び取組のなかで、農用地並び水路の異常気象時の対応・応急措置について、ご紹介します。(農林水産省 HP 多面的機能交付金 3.活動内容の紹介 より引用)

農用地 異常気象時の対応

1) 異常気象後の見回り

洪水・台風・地震・豪雪等の異常気象等が治まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握すること。



【活動のねらい】

台風や豪雪、洪水、地震等、施設破損のおそれがある異常気象等が治まった後には、安全を確認した後に、畦畔、排水口、法面等の見回りにより状況の把握を行うことが大切です。

【活動の内容】

異常気象等後には、水田内にごみ等が流れていたり、排水口が塞がれていたり、畦畔や法面が崩れていないか等について見回りを行い状況を把握します。

異常を確認した場合には、図面（概略図）や写真、メモ等を作成して、関係機関への連絡や補修作業に役立てます。記録については保管します。





水田へのゴミの流入状況



法面の崩壊状況

【配慮事項】

見回りは、畦畔や法面が崩れやすくなっていることがありますので、十分気をつけて複数人で見回りを行って下さい。重大な異常を発見した場合は、早急に水土里ネットや市町村等の関係機関に連絡します。

2) 異常気象後の応急措置

異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

【活動のねらい】

異常気象等後の見回りの結果、畦畔や農用地法面等に障害が生じている場合は、応急措置を行い、施設の機能を維持できる状態に保全管理することが大切です。

【活動の内容】

畦畔は、土のう等により本来の高さや幅を確保します。

農用地法面は、水みちの状態や法面の侵食状況から、土を補充して締め固めるか、碎石、土のう等を用いて補修します。

土を補充し締め固める場合は、安全を確保しつつ侵食部分を整形し、補充用の土と混合する等盛土が地盤によくなじむようにします。

【配慮事項】

- ・長大な法面は、法尻の小規模な侵食が大きな被害につながることもあるので、早急な補修が必要な場合があります。一方、地すべり地域では、補修に伴うわずかな法面整形が地すべりを誘発する場合もあるので、大きな被害が予想される場合には、市町村や水土里ネット等に連絡し、補修対策等を依頼します。

水路 異常気象時の対応

1) 異常気象後の見回り

洪水・台風・地震・豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、水路および地上部のパイプライン附帯施設（ポンプ場、調整施設等）の見回りを行い、施設状況を把握すること。

【活動のねらい】

台風や豪雪、洪水、地震等、施設破損のおそれがある異常気象等が治まった後には、安全を確認した後に、水路およびパイプライン関連施設の見回りにより状況の把握を行うことが大切です。

【活動の内容】

異常気象等後には、水路やゲートに流木やごみ等が流れて詰まったり、取水口に土砂が堆積する等、通水や取水を阻害したり、水路の法面が崩れる可能性があります。過去に問題となったような箇所は特に注意して見回り、状況を把握します。

異常を確認した場合には、図面（概略図）や写真、メモ等を作成して、関係機関への連絡や補修作業に役立てます。記録については保管します。

【配慮事項】

見回りの際は、水かさが増していたり畦畔や法面が崩れやすくなっていることがありますので、十分気をつけて複数人で見回りを行って下さい。重大な異常を発見した場合は、早急に水土里ネットや市町村等の関係機関に連絡します。



ゲートへのごみや流木の流入状況

2) 異常気象後の応急措置

異常気象等後の見回りの結果、水路および地上部のパイプライン附帯施設（ポンプ場、調整施設等）に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

【活動のねらい】

異常気象等後の見回りの結果、水路およびパイプライン関連施設に障害が生じている場合は応急措置を行い、各施設の能力が維持できるように保安全管理することが大切です。

【活動の内容】

2-1) 土砂や雑木の処理

土砂や雑木等は、農業生産に支障を与えないことに加え、地域住民の迷惑にならないように、適切に処理するように留意します。

2-2) 倒木の処理

倒木の大きさ（長さや太さ）や本数、流入状況（上流から流入したのか、水路の周辺の樹木が倒れ込んでいるのか、等）、水路の情報（車両の乗り入れの可否等）等を具体的に把握し、必要に応じて倒木を切り倒します。

また、水路脇に軽トラックや運搬車が乗り入れできる場合には倒木が倒れている場所で、乗り入れができない場合には水路脇等に一旦引き上げた後、チェーンソーを用いて運搬しやすい大きさに切断します。引き上げ作業にあたっては、必要に応じて事前に引き上げやすい長さに切断しておくことも作業効率上考慮する必要があります。



倒木の処理

【配慮事項】

- ・ 泥上げ時にごみ等がある場合は、各自治体の取り決めに従って分別して収集します。
- ・ 開水路の破損については、「破損施設の補修」等を参考に適切に処理することが必要です。
- ・ 倒木等を処理する場合、倒木等の所有者との間に調整が必要になる場合があります。
- ・ 渇水時の取水操作の対応についても、事前に参加者全員が理解しておくことが必要です。

甚大な自然災害の発生時における多面的機能支払交付金の活用

1. 異常気象後の応急措置について

台風や地震など異常気象等により、水路や農道が損傷しただけでなく、農用地内にも土砂や流木等が流入し、農用地に障害が生じるような状況の時は・・・

→ 多面的機能支払交付金の農地維持活動において、必要な応急処置として、水路や農道の補修だけでなく、農用地に堆積した土砂や流木、ゴミ等の撤去もできるようになりました！

2. ①活動要件の特例について

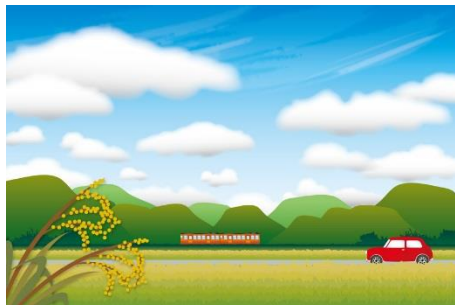
甚大な自然災害※により、活動組織が地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすことが困難な場合、市町長は県知事と協議の上、農政局長の承認を受け、活動内容の特例を設けることにより、活動組織は本交付金を活用し、被災箇所の応急措置及び補修・更新等の活動が可能となりました！

※「甚大な自然災害」とは、原則、「激甚災害」を対象としています。

※ 災害における多面的機能支払交付金の活用については、必ず市町村担当者にご確認ください



新たな広域活動組織の取組(安曇野市)



○はじめに

本県の多面的機能支払事業は、平成 26 年度の農地水保全管理支払から多面的機能支払への制度改正を契機に、多くの組織が新たに活動を開始しました。そのため、多くの組織が昨年度に 1 期目の 5 年計画を終了し、令和の幕開けとともに、2 期目の活動を継続しています。

各組織は、地域の特徴を活かして地域資源の保全に取り組んでいますが、高齢化や構成員の減少など様々な課題を抱えています。

活動を継続し有効に交付金を活用するためには、事務処理の軽減も大きな課題の一つで、その対策として組織の広域化は有効な手段と考えられます。

長野県内でも昨年度まで 13 の広域活動組織が活動を行っていましたが、本年度、新たに 7 つの広域活動組織が立ち上がり活動を開始し、そのうち 5 つが安曇野市の組織です。

今回は安曇野市の組織の広域化についてご紹介します。

○安曇野市の概況

安曇野市は、長野県中西部の雄大な北アルプスの麓に広がる肥沃な農地を有し、清らかな水と緑豊かな自然に恵まれ、多産業が調和した田園産業都市として発展しています。

「心の原風景」とも言える清冽な湧水と田園風景が広がる良好な生活環境が維持され、約 95,000 人の市民が心豊かに暮らす地方中核都市です。



○多面的機能支払の取組

このように自然豊かな安曇野市では、地域資源である農地や水路等の保全活動が盛んで、多面的機能支払の取組は県内トップクラスで、昨年度は 57 組織が、市の農振農用地面積の 57% のシェアに当たる約 3,500ha の農地を対象に活動し、約 2 億 3,200 万円の交付を受けています。

本年度は、35 組織が 5 つの広域活動組織に生まれ変わり、26 組織が活動を継続しています。

○広域化の経緯

安曇野市は、平成 17 年に 3 町 2 村が合併して誕生した経緯から、広域活動組織も旧町村単位での枠組みで検討がされてきました。

平成 24 年から市農業再生協議会に多面的機能支払管理集落連携部会を設置し、活動組織間の連携を図り、研修会を開催するとともに、4 年ほど前からは広域化に向けた勉強会を開催するなど、市が中心になって広域化を検討してきました。

その結果、1組織は営農組織が中心となった広域化、その他4組織は市が中心となった広域化として実現に至りました。

○広域活動組織の概要

- ・旧豊科町では、15組織のうち14組織が統合して「豊科広域環境保全会」を設立
- ・旧穂高町では、19組織のうち9組織が統合して「穂高広域環境保全会」を4組織が統合して「有明の土地と水の会」をそれぞれ設立
- ・旧明科町では、7組織のうち4組織が統合して「明科広域環境保全会」を設立
- ・旧三郷村では、6組織のうち4組織が統合して「三郷広域環境保全会」を設立
- ・旧堀金村では、広域化を検討しているものの現組織で活動を継続

○広域化の特徴

- ・営農組織が主体の広域活動組織は、営農組織が事務局となって活動を展開し、取組面積の拡大を図っています。
- ・市が主体の広域活動域組織は、当面は各組織が従来の活動を継続しながら、段階的に広域事務局の体制を構築することとし、市の再生協議会に統合した事務局を設置しています。
- ・現段階での青写真では、本年度(1年目)が事務軽減に関わる全体の構想を検討し、2年目以降で、長寿命化の一括管理や活動記録など書類の集計、日当の口座振替等を順次進めていくこととしています。
- ・最終的には市内の組織の更なる広域化を進めていく構想もあります。
- ・広域事務局の経費は、交付金の3.5%~5%を支出しています。



○広域化の課題

- ・広域化の枠組みはできましたが、広域化による事務軽減などのメリットが当初から十分に各組織にもたらされてない現状があります。
- ・広域の事務局体制構築が人材確保の面からなかなか思うようにいかず、大きな課題となっています。
- ・4つの広域活動組織を統括する事務局は、現在臨時職員1名体制であり、長寿命化の円滑な執行のため、技術経験のある人材確保が急務となっています。
- ・各集落の独自性を如何に確保していくかが課題となっています。

○今後の展望

- ・広域化1年目は、令和の幕開けとともに始まりましたが、現在は発展途上の段階であり、11月には先進地から講師を招いて研修会を開催する計画があるなど、情報共有と様々な検討を進めていくことにより、より効率的な活動を目指しています。
- ・今後は、各組織が広域化のメリットを如何に実感できるかが円滑な活動継続に繋がると考えられることから、早期の人材確保による事務局体制の構築を進めることとしています。

今後の予定

《技術研修会》

○研修内容 ・講義のテーマ:「コンクリート開水路の変状と簡易補修対策」

○実践研修 ・現地での目地補修実演(業者による)

【飯島町会場】

日 時 11月19日(火) 13:00～15:30

場 所 飯島町文化館(小ホール) 上伊那郡飯島町飯島 2489 番地

【阿智村会場】

日 時 11月20日(水) 10:00～12:30

場 所 丸山ふれあいセンター 下伊那郡阿智村伍和

事務局から

今回は多面的機能支払交付金を活用しての異常気象時の対応等と、安曇野市の広域化についてご紹介しました。

今後とも皆様の活動のお役に立つ情報を発信していきますのでよろしくお願いいたします。

■問い合わせ先

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
(担当:田中・白石)

TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352

E メール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp

URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>